

共創型ものづくり等支援事業 FAQ

1 応募資格関連

質問	回答
1 いざれも京都府内に本事業の拠点を置く中小企業で、「①：A社」、「②：B社」、「③：B社の子会社であるC社」で応募した場合、補助金交付はどうなるか。	補助金交付対象企業の資格を満たしている場合でも、グループを構成する企業が親会社・子会社の関係にある場合は、どちらか一方のみが補助金交付対象となります。すなわち、補助金交付対象は「①：A社」と、「②：B社 又は ③：B社の子会社であるC社のいざれか1社」となります。
2 これから起業する個人の申請は可能か。	申請可能です。交付申請時には住民票の写しを提出いただき、交付決定日までに、個人事業主の場合は開業後に開業届控の写しを、法人の場合は法人設立後に履歴事項全部証明書を提出してください。
3 京都府内に事業の拠点を置くA社が、本年度財団が募集する3つの補助金（京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業、共創型ものづくり等支援事業、産学公の森推進事業）及び令和5年度に募集する補助金（生産性向上モデル創出支援事業）についてそれぞれ異なるテーマで複数交付申請することは可能か。	本補助金への交付申請は、1事業者につき1件としますので、財団が令和6年度に実施する「産学公の森推進事業」、「京都エコノミック・ガーデニング支援強化事業」及び令和5年度に実施する「生産性向上モデル創出支援事業」とは併願申請できません。ご注意ください。（補助金の交付申請をしない構成企業として、グループに入ることは可能です。）
4 様式及び添付書類は、各構成企業が別々に提出することは可能か。	様式及び添付書類は、必ずしも代表企業が取りまとめる必要はなく、各構成企業が別々に提出していただいても構いません。ただし、1社でも提出が遅れた場合は、受付期間内に提出がなかつたものとして扱いますので、御注意願います。
5 本社が大阪で京都に事業所があります。京都府内の事業所で事業を実施するが、申請可能か。	京都府内に事業所があり、事業を実施する拠点であれば申請可能です。ただし、法人の場合は法人登記簿謄本の原本、個人の場合は確定申告書の控又は開業届の控により所在が確認できることが要件です。
6 本社が京都府内にあるが、本事業の研究開発や設備を導入する拠点（研究施設や工場）が京都府外の場合でも申請可能か。	事業を実施する拠点が京都府内でなければなりませんので、申請できません。なお、府内と府外の両方に本事業を実施する拠点がある場合は申請できますが、府外の拠点で実施される分についての経費は補助対象経費に含めることができませんので、御注意ください。
7 常時使用する従業員の範囲はどのように考えればよいか。	申請の日から見て直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載の者が常時使用する従業員に該当します（その場合でも申請日までに被保険者の増減があった場合はそれを含めて計算してください）。なお、事業所ごとに通知を受けている場合は全ての事業所分を合算してください。また、記載されている事業主及び役員は除いて計算してください。

8	<p>京都府が推進する「産業リーディングゾーン」とは、どのようなものか。</p> <p>「脱炭素」「クロスメディア」「アート&テクノロジー」「フードテック」「シルクテキスタイル」「新名神・近未来都市形成」「環日本海物流促進」「ヘルス・スポーツ」の8つのテーマを設け、地域の歴史や産業集積などの特性を踏まえた、新たな産業創造のためのリーディングゾーンを府内各地に配置し、国際的なオープンイノベーションを展開することにより社会課題を解決し、世界的な競争にも打ち勝てる産業が創出され続ける京都産業をめざすものです。</p> <p>想定事例については、申請要領 P5 を御参照ください。(あくまで例示であり、様々な取組の提案をお待ちしております)</p>
---	---

2 対象経費関連

質問	回答
1 外貨で支払った場合、証拠書類は何が必要か。	領収書類と翻訳、交換レートの確認できる書類が必要です。
2 経費積算の際に、設備導入に関して補助率が15%になるものはどのようなものか。	<p>経費積算において、補助率15%になるものは以下のとおりです。</p> <p>(1) 土地造成費・建物建設費（付帯工事含む）。</p> <p>なお、建物建設費には改築・改修工事も含まれます。</p> <p>(2) 本格的な生産・販売目的で調達し、かつ、本格的な生産・販売が主用途の設備で、減価償却資産の法定耐用年数が7年以上（各社の会計・税務処理の判断による）となるもの。</p> <p>これ以外の、明らかに研究設備と理解できるもの、又は補助対象期間中に研究用として調達したものは1/2となります。</p> <p>なお、委託により市販設備のカスタマイズやオーダーメイドで調達する場合でも、計上費目は財産購入等で計上してください。本格的な生産・販売目的で調達し、かつ、本格的な生産販売が</p>
3 令和6年4月1日以降であれば事前着手できることであるが、事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものについては、対象になりません。 なお、「直接人件費」については事前着手の対象外経費となります。	事前着手日から交付決定日までの間で既に納品及び支払いが完了したものについては、対象なりません。 なお、「直接人件費」については事前着手の対象外経費となります。

※その他御不明な点があれば、相談窓口・申請先に御相談ください。